

女子栄養大学の任期を限った教員の選考規程

(趣旨)

- 第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年6月13日法律第82号)の規定に基づき、女子栄養大学(以下「本学」という)の任期を限った教員の選考について必要な事項を定める。
- 2 本学に、管理栄養士、栄養士、臨床検査技師及び教員等の有資格者の養成計画等に係る教育上の必要が生じる場合、任期を限った教員を置くことができる。
- 3 この教員は、教授、准教授、専任講師、又は助教の専任教員とする。
- 4 学部長は、第2項に定める教育上の必要が生じる状況について教授会に報告し、その了承を得るものとする。
- 5 この教員の採用に関し、学長は予め理事長の了承を得るものとする。

(任期)

- 第2条 この規程による教員の任期は4年とする。任期満了後、期限を限らない教員としての雇用は、原則として行わない。ただし、本学が必要とする場合は、さらに任期を定めて延長することができる。
- 2 前項の任期に拘わらず当該任期中(当該任期が始まる日から1年以内の期間を除く。)にその意思により退職することは、これを妨げない。

(教員の資格)

- 第3条 教員の資格については、女子栄養大学教員選考規程(以下「選考規程」という)第3条(教授)、第4条(准教授)、第5条(専任講師)、及び第6条(助教)を準用する。

(公募・選考)

- 第4条 候補者の公募及び選考については、選考規程第9条(候補者の公募)、第11条(選考委員会)及び第12条(選考の決定)並びに女子栄養大学教員選考規程第11条、第12条運営細則を準用する。

(規程の準用)

- 第5条 短期大学の任期を限った教員の選考については、この規程を準用する。

(規程の改廃)

- 第6条 この規程の改廃は、関係教授会の議を経て大学及び短期大学部学長が協議して行い、これを公表する。

附則

この規程は平成16年4月1日から施行する。

この規程は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 28 年 10 月 1 日から施行する。